

函館市医療安全支援センター設置要綱

1 目的

この要綱は、医療に関する患者・家族等の相談や苦情等に迅速に対応する体制を構築するため、函館市医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置し、医療の安全と信頼を高めるとともに、医療機関への情報提供等を通じて、患者サービスの向上を推進することにより、医療の質の向上を図ることを目的とする。

2 設置

センターの名称および位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 函館市医療安全支援センター
- (2) 所在地 函館市五稜郭町 2 3 番 1 号 市立函館保健所内

3 業務内容

センターの業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 患者またはその家族からの、医療に係る苦情・相談助言に関すること。
- (2) 病院、診療所等への助言に関すること。
- (3) 医療安全の確保のための情報提供に関すること。

4 組織等

センターの事務局は、市立函館保健所地域保健課に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。